

契約締結に伴う履行保証について

四條畷市総務部総務課

1. 本市との契約の締結に当たっては、金銭的履行保証の措置が必要です。
その措置は、次に掲げる保証手段のうちから請負者等が選択するものとします。

(1) 契約保証金の納付

＜注＞契約保証金の納付日は、落札者決定の翌日の午前中のみですので十分にご注意ください。ただし、その納付日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合はその翌日

- (2) 契約保証金に代わる担保となる本市が認めた有価証券等の提供
- (3) 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は本市が確実と認める金融機関等の保証
- (4) 契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) 契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2. 契約保証金の額・保険の保証金額

工事請負契約にあつては契約代金の100分の10に相当する額以上の額

その他の契約にあつては契約代金の100分の5に相当する額以上の額